

測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格制度について

(令和6年4月1日施行)

価格競争が激化するなか低価格での落札による成果品の品質低下を防止し、地域経済の活性化及び労働者の適正な雇用環境の確保を目的として、次のとおり南あわじ市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札において最低制限価格制度を適用します。

1. 最低制限価格制度とは

契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ設定された最低制限価格を下回る入札があつた場合に、その入札者を失格とする制度です。

2. 適用範囲

予定価格50万円以上で入札執行する全ての測量業務^(注1)、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等業務」という。）を対象とします。

^(注1) 土地家屋調査士へ委託する業務も含む。

3. 最低制限価格の算定方法

最低制限価格比較価格は次の算定式により設定します。

入札書比較価格 × 0.6

※最低制限価格比較価格の端数処理は、予定価格が

- ・1千万円以上の場合は、10万円未満を切り上げた額とします。
- ・1千万円未満の場合は、1万円未満を切り上げた額とします。

※最低制限価格は、最低制限価格比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。

※予定価格は、入札書比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。

4. 最低制限価格比較価格及び最低制限価格の公表について

最低制限価格比較価格及び最低制限価格の公表は、事後公表とします。

5. 適用

令和6年4月1日以降に公告または指名通知を行う測量・建設コンサルタント等業務から適用します。